



### 3 介護職員処遇改善加算の要件について

#### (1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	17,180,000 円	(回)
②賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他( )	
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )		
(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。		
具体的的な取組内容	Aに約19,000円／月 Bに約9,500円／月を支給。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	令和 29 年 7 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )	

#### (2)キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合はもいざれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	(回)
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。			
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。			
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合はもいざれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	(回)	
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。				
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施とともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること			
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 内部研修を年12回実施。外部講師を招き研修会の臨時開催。ユニットリーダー研修の希望者を募り検討。受講者には役職を任命。			
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること			
	<input checked="" type="checkbox"/> ② シフト調整への配慮及び事業所からの指示による資格取得費用の負担。			

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	(回)	
イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。				
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。			
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。			
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。			
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。				



※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。

(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (  実施済  予定 )









介護保険事業所番号	指定管理者名	事業所名	サービス名	処遇改善加算			
				1単位あたりの単位あたりの単位単位 額[円] (a)	新規・維持の別 算定する 区分	加算 率(c)	算定対象月 (d) の見込額[円] (a×b×c×d)
		都道府県 市区町村					
20							

### 別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)

译名汇编 | 版面设计

特定加算(見込額)の合計[円]別紙様式2-1 2(2)①-1(E13)

卷之三



介護保険事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬給 単位数(単 位) (a)	1単位あ たりの単 価[円] (b)	ベースアップ等加算	
		都道府県	市区町村					算定対象月 (m)	加重率 (i)
20								令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月 )	

介護報酬等へ  
スアップ等支  
加算の見込額  
(a × b × i × m)  
[P]

ベースアップ等加算  
算定対象月  
(m)

事業所名  
サービス名

加重率  
(i)

介護報酬  
事業所番号